

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三田市長 田村 克也

市町村名 (市町村コード)	三田市 28219	
地域名 (地域内農業集落名)	小野 (小 野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月26日 (第7回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

高齢に加え後継者不在の農家が多く、農業や景観の維持が課題です。
 不在地主が増え、耕作放棄地が発生しています。

(2) 地域における農業の将来の在り方

耕作放棄田や近い将来の離農に対応できる農業組織の設立を検討します。
 若手農業者への経営移譲を進めると共に、新規就農者を積極的に受け入れていきます。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	37.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	35.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地区域内の農地を農業上の利用が農業上の利用が行われる区域とします。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への農地の集積を図ります。 離農に対し、隣接農地所有者等による農地活用の仕組みを検討します。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地バンクを利用して段階的に農地の集積を進めます。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の基盤整備は完了済。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の農地は地域で守ることを基本に、若手や規模拡大意向農家を支援していきます。 新規就農者の受け入れを積極的に進めます。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地区主体の農業を継続します。 防除作業は引き続きJAに委託します。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・集落内獣害防止柵5.5km設置済
- ・有害獣捕獲檻7基設置済
- ・バッファゾーン整備済